

## 社会福祉法人恵徳会 本部部門経費に関する配賦規定

(目的)

第1条 社会福祉法人恵徳会 本部部門（以下「本部」という。）経費に関する配賦規定を定め、本会における経理管理運用を適切に行っていくことを目的とする。

(本部経費の範囲)

第2条 本部経費に関しては、以下に定めるものをいう。

- ・理事（理事長）の勤務実態に応じた役員報酬（交通費などの諸経費含む）
- ・本部職員（総合施設長・苑長代理・経理職員・事務職員）の人件費、研修費、出張費、交通費、その他本部職員に係わる経費
- ・理事会・評議員会に係わる経費
- ・顧問弁護士、顧問税理士、社労士（業務委託）等に係わる経費
- ・その他 本部運営に係わる経費

(経費の配賦)

第3条 前条に定める経費については、年度決算月に配賦することとする。

2 配賦率は、年度決算におけるサービス活動収入益計（本部活動収益計を控除）の比率により決定することとする。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。